

第6回農業委員会総会議事録

1 招集日 令和7年6月5日（木）

2 開会日時及び場所

令和7年6月5日（木） 午後1時53分

雲仙市役所別館3階会議室

3 閉会日時 令和7年6月5日（木） 午後2時35分

4 委員氏名

(1)出席者（15名）

1番 山崎富士子	3番 松尾 茂敏	5番 中川 實美	6番 馬場 保
7番 前田 辰己	9番 田島 真一	10番 内田 弘幸	12番 宮寄 芳守
13番 井出 真吾	14番 小田 伸吾	15番 小篠 正治	16番 山崎 正典
17番 坂本 博	18番 東 康敬	19番 林田 剛	

(2)欠席者（なし）

2番 笠原 勝	8番 鶴崎 高幸	11番 栄木 正孝
---------	----------	-----------

5 議事に参与した者

事務局長	高木 謙次
次長	内田 啓輔
参事補	福田かすみ

6 提出議案及び報告事案

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 議案第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第3 議案第27号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第5 議案第29号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

午後1時53分開会

○事務局長（高木 謙次君） 皆さん、こんにちは。欠席届が提出されている方以外は全員おそろいで
すので、時間前ですけれども、早速、令和7年第6回雲仙市農業委員会総会を始めたいと思います。

議事進行上、発言をされる場合は、挙手の上、議長が指名をしてから、マイクを通して発言をして
ください。

また、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

本日は、鶴崎委員、笠原委員、栄木委員から欠席届が提出されております。

なお、本日の出席者は、法の規定による過半数に達しておりますので、会長に開会をお願いいたします。

○議長（林田 剛君） 改めまして、皆さん、こんにちは。来週あたりから梅雨入りの予報が出ています。お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

昨日、ミスター・ジャイアンツの長嶋茂雄氏の死去が報じられ、一つの時代が終わったんじゃないかななど皆さん思われたと思いますが、新しいヒーローも出てくると思いますので、時代に応じて、流れかなということで感じております。

それでは、座って進めさせていきます。

ただいまから令和7年第6回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。各委員の協力方、よろしくお願ひいたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規定第12条の規定により、会議録署名委員は、10番、内田弘幸委員、12番、宮寄芳守委員、両委員を指名いたします。

これから議事に入ります。

日程第2、議案第26号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから、日程第5、議案第29号、農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取についてまでの議案4件となります。

それでは、日程第2、議案第26号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（福田 かすみ君） 議案書2ページを御覧ください。

[議案第26号の朗読]

議案書3ページ、申請番号15番から21番までの7件の申請があつております。詳しくは別添1を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（5番 中川 實美君） 議席番号5番、東部調査会長の中川です。

東部調査関係分は、申請番号15番から19番です。

申請番号15番と16番は、規模拡大のため、買い受ける案件です。

申請番号17番から19番は、譲受人が同一なので、一括して説明します。

17番は、所有者が耕作困難であり、耕作利便のため買い受ける案件です。

18番と19番は、現在借り受けている農地を有償で譲り受ける案件です。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

申請番号15番から19番について、ご質疑がありましたらお願ひします。ありませんか。はい、どうぞ。

○委員（10番 内田 弘幸君） 中部、議席番号10番、内田です。

この15番は、何か事情があつとでしょうけど、この面積で80万というのがちょっとあれですの で、説明をお願いします。

○議長（林田 剛君） 中川委員。

○委員（5番 中川 實美君） この15番の譲渡人は、まんじゅうとかあんを製造されておりまして、もともとこの多比良から島原のほうに出て、製菓業をやっておられます。

○議長（林田 剛君） はい、どうぞ。

○委員（14番 小田 伸吾君） 現地調査をされた委員に質問をしたところ、荒れている。すぐすぐは耕作できないような畑だそうです。耕作放棄地ではないけど、すぐすぐ耕作できないような状態な ので、この値段ではないんだろうかという返答です。（発言する者あり）自分は見とらんとですけど、その調査をされたときに。

○委員（5番 中川 實美君） 場所ですけど、多比良で一番上なんですよ。山の付け根。

○議長（林田 剛君） 内田委員、よろしいですか。

○委員（10番 内田 弘幸君） いや、16番が見たら、4畝か4畝半ぐらいで60万やと思うけん、面積ば見ても、1筆で1反7畝とか1反2畝とか、2反とか3反とか……。

○委員（5番 中川 實美君） これは、皆、段々畑です。

○委員（10番 内田 弘幸君） ああ、そうですか。はい、分かりました。

○議長（林田 剛君） ほかにご質疑ございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長から案件について説明 をお願いします。

○委員（16番 山崎 正典君） 議席番号16番、西部調査会長の山崎です。

西部調査会分は、申請番号20番から21番です。

申請番号20番と21番について、耕作利便上における両方の意思での交換案件です。それぞれ特 に問題なく、許可に関して問題ないものと思われます。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号20番から21番について、ご質疑がありましたらお願ひします。ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（林田 剛君） それでは、ないようですので、議案第26号、申請番号15番から21番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第27号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（福田 かすみ君） 議案書5ページを御覧ください。

[議案第27号の朗読]

議案書6ページ、申請番号3番から6番の4件の申請があつてあります。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（5番 中川 實美君） 議席番号5番、東部調査会長の中川です。

東部調査会分は、申請番号3番から4番です。

申請番号3番について、申請地は農振白地、10ヘクタール以上の集団の中にある農地で、第1種農地と判断しました。

申請目的は、ビニールハウスで使用していたところを農業用施設として使用していることで、追認許可の条件を満たしていることから、許可に関して特に問題ないものと思われます。

申請番号4番について、申請地は農振白地、10ヘクタール以上の集団の中にある農地で、第1種農地と判断しました。

申請目的は、農家住宅用地の倉庫部分が農地にはみ出していることが判明したことでの追認案件です。20年以上前から現在まで使用しているということで、追認許可の条件を満たしていることから、許可に関して特に問題ないものと思われます。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号3番から4番について、ご質疑ありましたらお願いします。ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（10番 内田 弘幸君） 議席番号10番、中部調査会副会長の内田です。

鶴崎中部調査会長が体調不良のため、私が代理として説明いたします。

中部調査会分は、申請番号5番から6番です。

申請番号5番について、申請地は農振白地、宅地等に囲まれた農地で、第3種農地と判断しました。申請地は道路用地です。許可に関して特に問題ないものと思われます。

申請番号6番について、申請地は農振白地、10ヘクタール未満の集団の中にある農地で、第2種農地と判断しました。

申請目的は農業用倉庫用地で、追認申請案件です。転用目的が農業用施設ということで、追認要件を満たしていることから、許可に関して特に問題ないものと思われます。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号5番から6番について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（林田 剛君） ないようですので、議案第27号、申請番号3番から6番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

続きまして、日程第4、議案第28号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（福田 かすみ君） 議案書8ページを御覧ください。

[議案第28号の朗読]

議案書9ページ、申請番号7番から11番の5件の申請があつております。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（5番 中川 實美君） 議席番号5番、東部調査会長の中川です。

東部調査会分は、申請番号7番です。

申請番号7番について、申請地は農振白地、10ヘクタール未満の農地の集団の中にある農地で、第2種農地と判断しました。

申請目的は一般事業用用地となっており、太陽光発電施設等で発電した余剰電力を蓄えるための蓄電池置場としての転用です。農地の所有者が県外在住のため、今後、農地として利用する見込みがない農地です。許可に関して特に問題ないものと思われます。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号7番について、ご質疑がありましたらお願ひします。ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（10番 内田 弘幸君） 議席番号10番、中部調査会副会長の内田です。

中部調査会分は、申請番号8番です。

申請番号8番について、申請地は農振白地、10ヘクタール未満の農地の集団の中にある農地で、第2種農地と判断しました。

申請目的は一般個人住宅です。許可に関して特に問題ないものと思われます。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。申請番号8番について、御質疑がありましたらお願ひします。ありませんか。ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（林田 剛君） ないようですので、続きまして、西部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（16番 山崎 正典君） 議席番号16番、西部調査会長の山崎です。

西部調査会分は、申請番号9番から11番です。

申請番号9番について、申請地は農振白地、隣接道路に上下水道管が埋設してある農地で、第3種農地と判断しました。

申請目的は、一般個人住宅及び工事車両置場用地です。許可に関して特に問題ないものと思われます。

申請番号10番について、申請地は農振白地、宅地などが連担していることから、第3種農地と判断しました。

申請目的は、自動車整備工場用地で、20年以上前から現在まで使用しているということなので、追認許可の条件を満たしていることから、許可に関して特に問題ないものと思われます。

申請番号11番について、申請地は農振白地、宅地などが連担している過小な農地で、第3種農地と判断しました。公共工事の残地で、市がもらい受けなかった残地を宅地の一部分として使用してきたということでの追認許可案件です。許可に関して特に問題ないものと思われます。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号9番から11番について、ご質疑がありましたらお願ひします。ご質疑ございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、議案第28号、申請番号7番から11番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり決定することとします。

次に、日程第5、議案第29号、農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（福田 かすみ君） 議案書11ページを御覧ください。

[議案第29号の朗読]

議案書12ページ、整理番号1番から議案書27ページ、整理番号27番です。この促進計画（案）について、意見等ございましたらお願いします。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、各委員さん、質問等がありましたらお願いします。ありませんか。
ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（林田 剛君） ないようですので、議案第29号、農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取については、「特に意見なし。」と報告することとします。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（林田 剛君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後2時35分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年 6月 5日

議 長

署名委員

署名委員